

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 86 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) その他の診断書</p> <p>a [略]</p> <p>b [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) その他の診断書</p> <p>a [略]</p> <p><u>b 生命保険の給付に関する診断書 1 通につき</u></p> <p><u>800点</u></p> <p>c [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
2	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 分べん介助料</p> <p>ア 診療時間（月曜日から金曜日までは 8 時 30 分から 17 時 15 分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん <u>11,500点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>12,075点</u>）</p> <p>イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の 6 時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）内における分べん <u>12,500点</u>（人工流産の場合にあつて</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 分べん介助料</p> <p>ア 診療時間（月曜日から金曜日までは 8 時 30 分から 17 時 15 分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん <u>14,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>14,700点</u>）</p> <p>イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の 6 時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）内における分べん <u>15,000点</u>（人工流産の場合にあつて</p>

<p>は、<u>13,125点</u>)</p> <p>ウ 休日又は深夜における分べん <u>13,500点</u> (人工流産の場合にあつては、<u>14,175点</u>)</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(12)～(19) [略]</p> <p>(20) 新生児・乳児管理料</p> <p>ア 新生児管理料 1日につき <u>686点</u></p> <p>イ 乳児管理料 1日につき <u>720点</u> (生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき<u>686点</u>)</p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>は、<u>15,750点</u>)</p> <p>ウ 休日又は深夜における分べん <u>16,000点</u> (人工流産の場合にあつては、<u>16,800点</u>)</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(12)～(19) [略]</p> <p>(20) 新生児・乳児管理料</p> <p>ア 新生児管理料 1日につき <u>843点</u></p> <p>イ 乳児管理料 1日につき <u>885点</u> (生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき<u>843点</u>)</p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成19年10月1日から施行する。
- この規則（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県立病院等利用料規則第2条第1項第21号の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく診断書の作成に係る利用料について適用し、同日前にされた申請に基づく診断書の作成に係る利用料については、なお従前の例による。